

第4回 検討会の議事について

緊急提言にある以下の事項についての報告と議論を行う。

- 1．噴火発生を観測事実を登山者等へ伝えるための火山速報（仮称）について
緊急提言を受け、気象庁では、噴火発生を観測事実を伝える火山速報（仮称）の運用について、情報内容、形式及び運用方針等について案を作成し、その情報伝達を含めた準備を進めている。この火山速報（仮称）の名称や内容について議論。
- 2．登山者等に向けた具体的な伝達方法について
携帯端末は山間部においても有力な情報伝達手段と考えていることから、現状の通信事情や今後の取り組み予定等について株式会社 NTT ドコモ及びヤフー株式会社から話題提供を頂き、今後の検討を進めたい。
- 3．火山防災対応手順について
緊急提言で出された火山防災対応手順について、その考え方と雛形を取り纏めた案を作成した。この案について報告を行い、意見を伺う。
- 4．火山活動の急変や変化を伝えるための情報のあり方について
 - ・噴火発生のみならず火山活動の急変を登山者等に伝える情報のあり方と情報の必要性について議論。
 - ・内閣府の火山防災対策推進ワーキンググループにおける「わかりやすい情報提供」の議論について紹介。

緊急提言の各項目に対する取り組みの 進捗状況と今後の予定

1. 改善に向けた緊急提言の取り組み

(1) わかりやすい情報提供

- 火山活動に何らかの変化があった場合には、地元の関係機関等にその旨を確実に伝える方策をとるとともに、臨時の機動観測を行う等の現地情報の収集を実施した上で火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表又は更新する。**(実施方法について検討中)**
- 噴火警戒レベル1における「平常」の表現について、一般の人々が適切に理解できる表現とするよう、関係機関と調整する。**(関係機関と調整中)**
- 噴火発生の観測事実を迅速、端的かつ的確に登山者等に伝えて、登山者等が命を守るための行動が取れるような、新たな情報（火山速報（仮称））を発表する。（第4回検討会で議論）

(2) 情報伝達手段の強化

- 現地での情報伝達体制の強化を図るため地元自治体と連携し、登山者等に確実に最新の火山情報が伝わるよう、平素より火山関係者との情報共有を図る。**(実施方法について検討中)**
- 近年、個人にとって命に関わる各種災害情報が携帯端末を通じて入手されていることを踏まえ、登山者等に向けた情報については、携帯端末の活用を意識した情報内容とするとともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整を進める。（携帯端末の利用状況等について調査中）

(3) 気象庁と関係機関の連携強化

- 気象庁は、火山活動の状況を分析し、火山防災協議会における、定期的な会議の場で情報の共有と防災対応の確認を行う。**(実施方法について検討中)**
- 気象庁は、各火山における注意すべき火山活動の変化、噴火警戒レベルを引き上げるトリガーとなる変化等も含めた、想定される火山活動の推移を火山噴火予知連絡会の委員及び地元の火山専門家の協力を得つつ複数作成する。これを踏まえ、地元自治体が関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討する。また、これらの結果を関係機関と共有する。（第4回検討会で議論）
- 火山活動の変化が観測された場合は、気象庁等は、直ちに臨時の火山防災協議会の開催を求め、火山活動に関する状況の共有を図るとともに、関係機関は最も蓋然性の高いと考えられる火山防災対応手順に沿った防災対応を連携して実施する。**(実施方法について検討中)**
- 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあら

かじめ検討し、火山防災対応手順に反映して防災対応の完了に至るまでを関係機関で共有する。(第4回検討会で議論)

2. 最終報告に向けた取り組み

- 火山活動に何らかの変化があったことを防災関係機関に確実に伝えるための情報のあり方について(第4回検討会で議論)
- 噴火発生のみならず火山活動の急変を登山者等に伝える情報のあり方について(第4回検討会で議論)
- 地元における登山者等への情報提供も含めたきめ細かな防災対応のために必要な噴火警報(噴火警戒レベルを含む)等の火山情報のより効果的な情報提供のあり方について(第5回検討会で議論)
- 登山者等が、火山情報によりリスクの高まりを認識し、それに応じて行動するなど、火山への登山に関する心構えの周知啓発について(第5回検討会で議論)
- 海外からの登山者等も含めた火山情報を必要とする人々に向けた気象庁 HP 等の更なる充実改善について(第5回検討会で議論)